

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社三陽商会		コード	8011
提出日	2026/5/1	異動(予定)日	2026/5/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	二橋 千裕	社外取締役	○								△									
2	安田 育生	社外取締役	○															○		
3	村上 佳代	社外取締役	○															○		
4	濱田 吉朗	社外取締役	○						△	△		△							新任	
5	飯村 北	社外監査役	○															○		
6	大谷 秋洋	社外監査役	○									△							新任	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社の主要取引先百貨店の出身であります。2020年4月以降は百貨店の業務執行には関与していません。その取引の規模・性質に照らしても、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	長きにわたり百貨店の経営に携わり、アパレル・小売業界に精通しております。百貨店における豊富な経営経験、ブランディングやマーケティングに関する幅広い知識に基づいた意見・指摘は、中期経営計画の実現のために有益であり、また、当社取締役会における議論の活性化にも貢献いただいております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
2	—	国内外の金融機関で豊富なビジネス経験を有しております。金融や財務の知見をもとに特にM&A、事業承継、事業再建といった分野を専門としております。金融市場・M&Aに関する見識は、事業成長に向けた中期経営計画の実現のために有益であります。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
3	—	デジタルマーケティング、デジタルトランスフォーメーションを専門分野とし、その領域に精通しております。また、経営学修士(MBA)としての体系立てた経営理論やマーケティング、ECに関する見識は、中期経営計画の実現のために有益であります。当社ECサイトの再構築にあたっては専門家としての見地から必要かつ的確な助言・提言をいただいております。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
4	当社の主要株主である商社の出身であり、同社にとっても当社は主要取引先であります。同社を2018年6月に退社しております。株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	主に衣料品の輸入を行う商社においてブランドビジネスに関わる要職を歴任し、取締役として経営に参画しておりました。海外拠点を長く経験し、同社の海外関連会社(イタリア共和国)の代表者にも就任しております。アパレル・小売業界に精通し、商品企画、ブランディング、海外ビジネスなど豊富な経験と幅広い知識は、中期経営計画の実現のために有益であります。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
5	—	弁護士としての専門的見地および豊富な経験を持ち、人格・見識も申し分ないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。
6	当社の会計監査人を務める法人の出身であります。同法人を2024年6月に退職しております。在職時より当社と業務上の接点はなく、その取引の性質・当社との関係性に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えております。	監査法人の常務執行理事として法人経営に関与し、また、監査役としての経験も有しております。専門的見地及び豊富な経験を持ち、人格・見識も申し分ないことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしており、一般株主との利益相反のおそれがないことから独立役員の指定をしております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。